

南三陸町介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス（独自）サービスコード表

令和3年4月1日 ~

※令和3年4月1日以降に介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業の指定を受けた事業所用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,176	1月につき
A2	1114 訪問型独自サービスⅠ・同一				1,055	
A2	2111 訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	39	1日につき
A2	2114 訪問型独自サービスⅠ日割・同一				35	
A2	1211 訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2349単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,349	1月につき
A2	1214 訪問型独自サービスⅡ・同一				2,108	
A2	2211 訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	77	1日につき
A2	2214 訪問型独自サービスⅡ日割・同一				69	
A2	1321 訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3727単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,727	1月につき
A2	1324 訪問型独自サービスⅢ・同一				3,344	
A2	2321 訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	123	1日につき
A2	2324 訪問型独自サービスⅢ日割・同一				110	
A2	2411 訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 268単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	268	1回につき
A2	2414 訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで		240	
A2	2511 訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 272単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	272	1回につき
A2	2514 訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回~8回まで		244	
A2	2621 訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 287単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	287	1回につき
A2	2624 訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回~12回まで		257	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 167単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	167	1回につき
A2	1414 訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき2回まで		149	
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 令和4年3月31日まで算定可能 (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 令和4年3月31日まで算定可能 (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の 63/1000 加算		1月につき
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の 42/1000 加算		
A2	8310 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位の 1/1000 加算		1月につき

・水色 ⇒ 新設 ・黄色又は赤字 ⇒ 変更 ・灰色 ⇒ 廃止